

## 東区役所庁舎消防用設備点検業務仕様書

この仕様書は、東区役所庁舎消防用設備が正常な効用を発揮するための点検等の仕様の大要を示すものであることから、作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、わずかな部分で記載のない事項でも自然付帯の作業はすべて係員の指示に従い、委託金額の範囲内で適正に実施するものとする。なお、受託者はこの業務を履行するにあたり、必要とする資格や認定など法律上の用件を満たさなければならない。

1. 保守点検内容 別紙保守点検内容表のとおり

2. 保守点検作業時間 午前9時から午後5時までの間に実施するものとする。

3. 作業人員及び勤務時間

その業務完成に必要な作業員数を配置するとともに、受託者は作業員名簿(住所、氏名、生年月日)を作成して、委託者の承諾を得るものとする。また、作業員に異動が生じたときは委託者に速やかに異動届を提出しなければならない。

4. 作業員の心得

- (1) 作業員は、監督員が指示する場合には、その指示に従うこと。
- (2) 作業員は、業務上、又はその場で知り得た区役所の業務に関する事項を他に漏らしてはならない。
- (3) 作業員は、作業中に器物を破損したとき、又は破損を発見したときは、速やかに委託者に届けなければならない。

5. その他

- (1) 点検作業等は、委託者と事前に協議した日に行うものとする。
- (2) 消防用設備点検は、消防法令に定める機器点検並びに総合点検を行うものとし、履行期間内に機器点検を1回、機器・総合点検を1回行う。

機器点検は消防用設備等の機器の適正な配置、損傷等の有無その他主として外観から点検し、機能について外観から又は簡単な操作を行うものとする。

総合点検は消防用設備等の全部若しくは一部を作動させ、又は当該消防用設備等を使用することにより、当該消防用設備等の総合的な機能を消防用設備等の種類等に応じ、告示で定める基準に従い確認するものとする。

具体的な点検内容は消防用設備等点検結果報告書(消防庁告示第3号)に記載されている各点検項目について実施するものとする。

- (3) 受託者は点検終了後、点検結果報告書を2部作成し、速やかに委託者に提出すること。
- (4) 故障等の緊急事態に迅速に適切な処置が行えるように、受託者の休日及び時間外においても連絡ができる対応策を講じること。
- (5) 委託業務の履行にあたっては、事故防止と安全確保に万全の措置をすること。
- (6) 受託者は委託契約書及び仕様書に記載された事項について、作業員に周知徹底させること。